

## 全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動装置導入に伴う 防災行政無線による試験放送のお知らせ

町では、津波・地震・大雨災害などの緊急情報をいち早く町民の皆様へ伝えるために、全国瞬時警報システム（Jアラート）の「自動起動装置」を導入しました。

緊急情報は、町民の安全・安心を守るため、24時間防災行政無線および防災ラジオから自動放送されます。なお、同システムの導入に伴い、次のとおり試験放送を行います。

### ■試験放送の日時

10月6日（月）午前10時頃から

### ■放送される地域（防災行政無線設置地域）

茂岩市街、中央区、豊頃市街、十弗市街、大津市街、長節湖周辺、湧洞沼周辺

### ■試験放送の方法

町内の防災行政無線から、試験放送内容を一齐送信します。

### ■試験放送の内容（放送は約1分です）

（チャイム）「こちらは、防災とよころです。」



「これは試験放送です。」（3回繰り返す）



「こちらは、防災とよころです。」



「これで試験放送を終わります。」（チャイム）



### ■その他

当日の災害発生状況により試験放送を中止する場合があります。

全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急情報は、瞬時に行う必要があり、あらかじめ録音された内容で自動放送されるため、限定的な内容となります。また、情報は、自動的に放送されるため、時間帯（深夜、早朝など）に関係なく放送されます。

#### ※自動放送される緊急情報

緊急地震速報（震度4以上）および震度速報、津波情報（注意報、警報、大津波警報）、大雨等の気象特別警報、大規模テロ情報など

問合せ先

役場総務課総務係 ☎ (574) 2211

# 国民年金からのお知らせ

ご存知ですか、国民年金には**障害基礎年金**と**遺族基礎年金**があります

## 障害基礎年金

(注) 身体障害者手帳等の等級と異なります。

### ● 病気や事故で障害が残ったときに

国民年金加入中（または加入していた方で60歳～65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、初診日から1年6か月たったときに申請できます。

- 初診日から1年6か月後が20歳前のときは、20歳になったときに申請できます。
- 初診日から1年6か月後に申請せず、その後に障害が重くなった場合は、65歳になるまで申請できます。

- 1級 966,000円（2級の1.25倍）
- 2級 772,800円

## 遺族基礎年金

### ● 一家の支え手を失ったときに

国民年金加入中や老齢基礎年金を受けられる期間のある方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子のある配偶者、または子に支給されます。支給されるのは、子が18歳になったあとの最初の3月分までです。

- 配偶者が受けるとき 995,200円（子1人分の加算額含む）
- 子が受けるとき 772,800円

生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。

- 2人目まで 1人につき 224,000円
- 3人目以降 1人につき 74,100円

障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」には、18歳になったあとの最初の3月31日までの間にある子および20歳未満の障害の子を含みます。支給額は平成26年度の額です。

### ①と②の両方の条件を満たすことが必要です

- ① 障害の等級が該当していること  
国民年金法による1級、2級の障害の状態であること。
- ② 一定の保険料を納めていること  
初診日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。  
ただし、平成38年3月末日までは、初診日の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。  
※ 初診日が20歳前のときは納付の条件はありませんが、本人の所得制限があります。

### ● 厚生年金加入中に初診日がある場合は障害厚生年金が支給されます

年金額は給与・賞与の平均と加入月数および障害等級により計算され、1級または2級の場合には障害基礎年金もあわせて支給されます。なお、障害厚生年金は3級の場合でも支給されます。

### ①～③のすべての条件を満たすことが必要です

- ① 請求できる遺族（18歳未満の子のある配偶者、または子）であること
- ② 亡くなった時の請求者の年収が850万円未満であること
- ③ 亡くなった方が一定の保険料を納めていること  
死亡日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。  
ただし、平成38年3月末日までは、死亡日の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。

### ● 18歳未満の子がいない場合でも遺族厚生年金が支給されます

厚生年金加入中の方や、厚生年金の受給者または受けられる期間を満たした方などが亡くなったときには、遺族厚生年金が支給されます。なお、請求できる遺族の範囲や受給できる期間は遺族基礎年金と異なります。

### ● 障害基礎年金と老齢厚生年金などの併給

障害基礎年金を受けながら、厚生年金保険料を納めた場合は65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を同時に受けられます。また障害基礎年金を受けている妻（65歳以降）の、厚生年金に加入している夫が亡くなったときは、障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に受けられます。

## 特別障害給付金制度

国民年金に任意加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象に、特別障害給付金が支給されます。

- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生  
※夜間、定時制、通信制を除きます。
- ② 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に加入していた方の配偶者  
①または②であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（病気やけがで初めて医師の診断を受けた日）があり、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態に該当する方

支給額（平成26年度）  
障害基礎年金の  
1級に該当する方…月額 49,700円  
2級に該当する方…月額 39,760円  
※本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整（または停止）されることもあります。

申請・問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155（65）5002  
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213